

令和7年5月26日

各市町村ひきこもり対策主管課長 殿

富山県厚生部健康対策室健康課長
(公 印 省 略)

令和7年度「富山県ひきこもり民間団体取組強化事業」の公募について

日頃より、本県におけるひきこもり支援の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、県では、ひきこもり支援の幅広いニーズに対応するため、モデル的に様々なひきこもり支援策の掘り起こしを行うことを目的に、県内の民間団体・グループが実施するひきこもり支援に資する取組みに対して、「富山県ひきこもり民間団体取組強化事業費補助金」を交付し、その活動を支援しております。

このたび、対象となる民間団体等の取組みを別添のとおり募集します（公募要領等、詳細は県健康対策室健康課ホームページにおいて公表）。

つきましては、本事業の趣旨についてご理解いただきますとともに、貴市町村の各種広報媒体等により、本事業の公募の周知にご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<ホームページ掲載>

<https://www.pref.toyama.jp/120501/hikikomori07.html>

【事務担当】

精神保健福祉担当 酢谷

TEL：076-444-3223

FAX：076-444-3496

E-mail:kayoko.sudani@pref.toyama.lg.jp

ひきこもり支援のための取組みを応援します！

～令和7年度富山県ひきこもり民間団体取組強化事業の募集のご案内～

富山県健康対策室健康課

富山県では、ひきこもり支援を行う団体の新たな取組みのスタートアップや事業の拡大・拡充に対する補助制度を設け、その活動を積極的に支援しています。このたび、令和7年度の補助対象事業の募集を行います。ご応募をお待ちしております。

対象事業・金額・締切日

ひきこもり支援のために、効果が見込まれる以下の自主事業です。

○募集の対象となる事業

事業内容	対象経費	補助限度額
(1) 新たな居場所づくり推進枠 ・新たに、ひきこもり者が集まることができる居場所開設に必要となる改修費用等の初度調弁を支援。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。	需用費、役務費、備品購入費、ひきこもりサポーター活用のための報償費及び旅費、その他知事が必要と認めた経費	補助率 1/2 上限額 1,000 千円
(2) 新たに実施する取組み推進枠 ・新たに実施する、ひきこもりサポーターを活用した相談窓口に要する経費や当事者又は家族の自宅に訪問して行う支援（アウトリーチ活動）に要する経費を支援。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。	需用費、役務費、ひきこもりサポーター活用のための報償費及び旅費、その他知事が必要と認めた経費	補助率 1/2 上限額 200 千円
(3) 民間団体連携推進枠 ・県内の複数の民間団体が共同で行う研修会の開催費を支援。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。	研修会講師の報償費及び旅費、需用費、役務費、使用料、その他知事が必要と認めた経費	補助率 2/3 上限額 200 千円

○補助対象期間：交付決定（令和7年6月予定）～令和8年3月末

○応募期限：令和7年6月13日（金） 17時【必着】

※詳しくは公募要領をご覧ください。

応募資格

富山県内に活動の拠点をもち、活動する民間団体等
営利を目的としない団体で、自発性に基づいて、自立的・継続的にひきこもり支援に関する活動を行う組織体であれば、法人格の有無は問いません。

応募方法

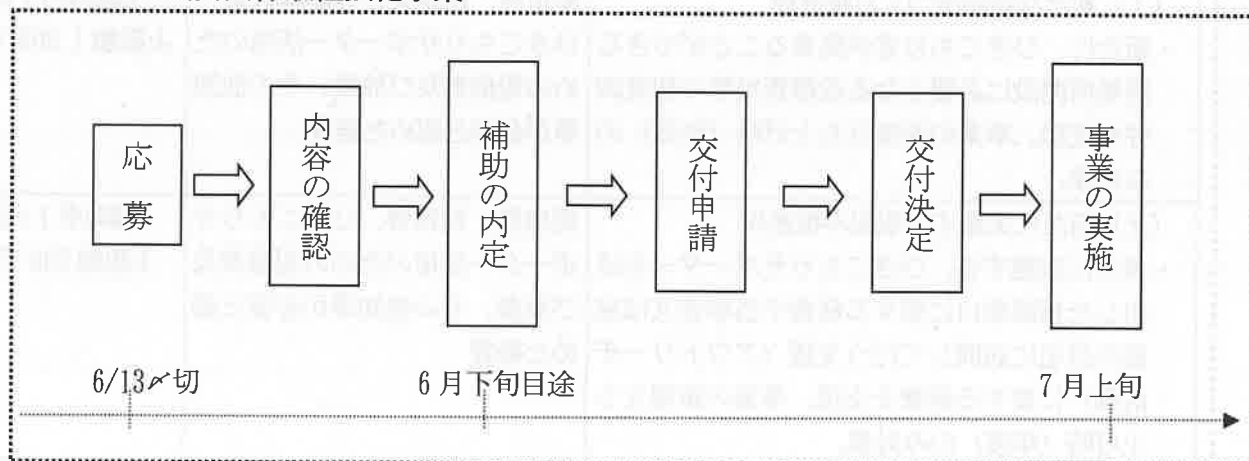
「応募書」（様式あり）及び応募団体、グループ等の概要がわかる資料を、県健康対策室健康課へ持参又は郵送によりご提出ください。

選定方法等

書面審査により、提案事業の採否を決定します。また、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。

全体の流れ

○ひきこもり民間団体取組強化事業



【注】事業に係る提案内容は、県との協議によって変更される場合があります。

また、内容の確認に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

※ 詳しくは、公募要領をご覧ください。

県ホームページ

<https://www.pref.toyama.jp/120501/hikikomori07.html>

からダウンロードできます。

応募・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 富山県厚生部健康対策室健康課 精神保健福祉担当
TEL : 076-444-3223 FAX : 076-444-3496

令和7年度 富山県ひきこもり民間団体取組強化事業 公募要領

1 概要

富山県では、ひきこもり支援の幅広いニーズに対応するため、様々なひきこもり支援策の掘り起こしを行うこととして、ひきこもり支援を行う団体の新たな取組みのスタートアップや事業の拡大・拡充に対する補助制度を創設し、有用な民間団体の取組みに対し「富山県ひきこもり民間団体取組強化事業費補助金」を交付して、その活動を積極的に支援することとしています。

つきましては、補助事業の対象となる取組みを次のとおり募集しますので、皆様方からの積極的なご応募をお願いいたします。

2 募集の対象となる事業等

事業名	事業内容	対象経費	補助 限度額	応募期限等
富山県ひきこもり民間団体取組強化事業	(1) 新たな居場所づくり推進枠 ・新たに、ひきこもり者が集まることができる居場所開設に必要となる改修費用等の初度調弁を支援。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。	需用費、役務費、備品購入費、ひきこもりサポーター活用のための報償費及び旅費、その他知事が必要と認めた経費	補助率 1/2 上限額 1,000 千円	令和7年 6月13日 (金) 17:00 必着
	(2) 新たに実施する取組み推進枠 ・新たに実施する、ひきこもりサポーターを活用した相談窓口に要する経費や当事者又は家族の自宅に訪問して行う支援（アウトリーチ活動）に要する経費を支援。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。	需用費、役務費、ひきこもりサポーター活用のための報償費及び旅費、その他知事が必要と認めた経費	補助率 1/2 上限額 200 千円	
	(3) 民間団体連携推進枠 ・県内の複数の民間団体が共同で行う研修会の開催費を支援。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。	研修会講師の報償費及び旅費、需用費、役務費、使用料、その他知事が必要と認めた経費	補助率 2/3 上限額 200 千円	

※各々の事業の具体的内容は別紙のとおりです。

※予算の範囲内での実施となりますので、選定の結果によっては応募どおりの額とならない場合があります。

3 募集する事業の条件

- ・提案内容が行政や他機関、団体などへの陳情や要望となっていないことが条件です。
- ・募集する事業は、国、富山県以外の他の地方公共団体及びそれらの外郭団体等から委託や助成等を受けていないことが条件です。
- ・対象は、令和8年3月末までの間に実施され、完了する事業とします。

4 応募することができる団体等について

富山県内に活動の拠点をもち県内で活動する民間団体等（営利を目的としない団体で、自発性に基づいて、自立的・継続的にひきこもり支援に関する活動を行う組織体であれば、法人格の有無は問いません。）を対象としますが、次の基準をすべて満たす必要があります。

- (1) 団体の運営に関する規則、会則等に則り、ひきこもり支援に係る事業を的確に遂行できると認められる団体であること。
- (2) 事業の成果報告（収支計算、区分経理）ができること。

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

5 応募方法等について

- (1) 応募方法：持参、郵送（注：上記2 応募期限必着）
- (2) 応募書類：以下のとおりです。なお、提出いただいたものは返却しません。
 - ① 「富山県ひきこもり民間団体取組強化事業」応募書（別記様式）
 - ② 定款、寄付行為、会則、又はこれに代わるもの（様式は任意）
 - ③ 応募団体等に係る前年度の事業報告書、決算書類（収支決算書、貸借対照表など）
（※新たに団体等を立ち上げる場合は不要）
 - ④ 提案事業を理解するため参考となる資料（団体等のパンフレットなど：任意）

6 募集要領（応募用紙）などについて

応募書は、富山県厚生部健康対策室健康課のホームページからダウンロードできます。また、下記問合せ先にご連絡いただければ、必要書類の電子ファイルをお送りさせていただきます。

7 選定方法・選定基準について

- (1) 富山県厚生部健康対策室健康課にて事業内容の書面審査を行い、提案のあった事業の採択・不採択についての選定を行います。選定に当たっては個別に事業内容の確認のため、ヒアリングをさせていただくことがあります。
- (2) 選定にあたっては、以下の選定基準を重視し、総合的に評価し、予算上の制約も考慮したうえで、決定します。
 - ① ひきこもり支援に資する事業として貢献度が高いか。
 - ② 事業計画に具体性と実現可能性があるか。
 - ③ 提案した事業を遂行できる確実性（組織体制やひきこもり支援又はそれに類する活動実績等）があるか。

8 その他

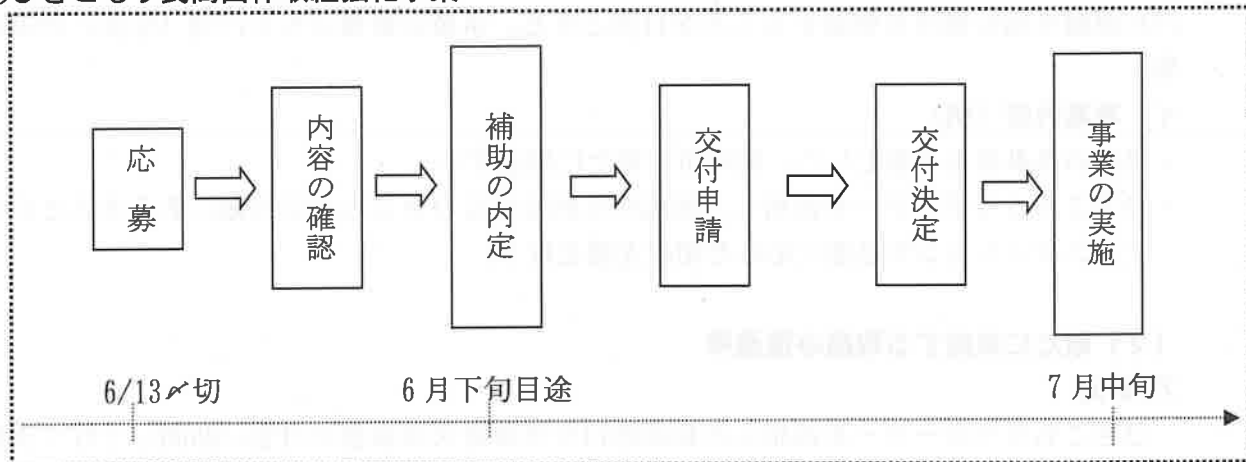
- (1) 県は、この事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、採択した提案に係る団体名や応募内容等を県のホームページで公表します。
- (2) 提案事業が採択となった場合、あらためて「富山県ひきこもり民間団体取組強化事業費補助金交付要綱」に基づく補助金交付申請を行っていただき、原則として当該補助金の交付決定後の事業実施に係る経費を補助対象とします。
- (3) 採択事業とは別に、県の実施するひきこもり支援事業について、積極的にご協力をお願いいたします。

9 応募書提出先・問合せ先

富山県厚生部健康対策室健康課精神保健福祉担当 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL 076-444-3223（直通）、FAX 076-444-3496
--

<全体の流れ>

○ひきこもり民間団体取組強化事業



【注】事業に係る提案内容は、県との協議によって変更される場合があります。
また、内容の確認に時間を要する場合がありますので、ご了承願います。

事業内容の例

(1) 新たな居場所づくり推進枠

ア 目的

ひきこもりの状態にある本人が集まることができる居場所の開設により、社会参加に向けた経験を積む場所を整備することを目的とする。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。

イ 事業内容（例）

- ・ 県内の当事者を対象とした、居場所を新たに開設する。
- ・ ひきこもりサポーターを活用し、居場所を利用するひきこもりの状態にある本人とのコミュニケーションや必要に応じた相談支援を行う。

(2) 新たに実施する取組み推進枠

ア 目的

ひきこもりサポーターを活用した相談窓口や当事者又は家族の自宅に訪問して行う支援（アウトリーチ活動）を行い、民間団体の行うひきこもり支援を拡大する。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。

イ 事業内容（例）

- ・ ひきこもりサポーターを活用して、ひきこもりの状態にある本人や家族へ支援を行う相談対応を新たに行う。
- ・ ひきこもりサポーターを活用して、ひきこもりの状態にある本人や家族の自宅に訪問して行う支援を新たに行う。

(3) 民間団体連携推進枠

ア 目的

県内民間団体の連携を推進するため、複数の県内民間団体が共同で行う取組を支援する。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。

イ 事業内容（例）

- ・ 支援者や一般住民等を対象としたひきこもり支援に関する研修会を開催する。
- ・ ひきこもりに対する正しい理解の啓発